



町では、本年度、行政区単位での地域懇談会を5月20日から開催しています。今後の日程は下記の通りです。

多くの住民が主体的にまちづくりに参加し、意見などを町政に反映できるよう、住民と行政の対話の機会として開催しています。皆さまのご出席をお待ちしています。

■町からの説明内容

- ▼今後のまちづくりの方向性について
- ▼財政状況について
- ▼地域懇談会の日程と会場

※ 13区と21区の日程が前回お知らせした日から変更になっています。ご注意ください。

▼開催時間はいずれも19時から20時30分です。

地域懇談会を開催しています

問い合わせ先：総務企画課 ☎46-5569

期 日	行政区	会 場	期 日	行政区	会 場
7月1日(月)	5区	下達谷公民館	7月16日(火)	7区	7区公民館
7月2日(火)	18区	18区公民館	7月22日(月)	20区	20区コミュニティセンター
7月3日(水)	12区	12区公民館	7月23日(火)	8区	大佐公民館
7月9日(火)	19区	コミュニティ潤いの郷 悠悠	7月25日(木)	13区	13区公民館
7月12日(金)	6区	上平泉公民館	7月29日(月)	21区	21区ふれあいセンター

平泉町職員採用試験

平成26年4月1日以降の採用候補者を決定する町職員採用試験を次の通り行います。

- ◎募集職種と採用予定人員
一般事務職（初級） 若干名
- ◎受験資格
昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人
(25年4月1日現在の年齢が17歳以上25歳未満の人)
- ◎受験申込書の交付
申込用紙は役場2階総務企画課で交付します。また採用試験実施要領や受験申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。
- ◎受験手続き
受験申込書に必要な事項を自書し、所定の箇

所に写真を貼って役場総務企画課に提出してください。

- ◎受付期間
受け付けは7月24日(水)から8月16日(金)までです。ただし日曜日と土曜日は受け付けできません。
受付時間は8時30分から17時15分までです。
※郵送の場合、期限内必着です。
- ◎採用試験
期日…9月22日(日)
受付時間…9:00~9:30
試験開始…10:00~
場所…一関学院高等学校（一関市八幡町）
- ◎問い合わせ先…総務企画課 ☎46-2111

参議院議員通常選挙

投票日は
平成25年 **7月21日(日)**

投票時間…7:00~18:00

- ◎開票
7月21日(日) 20:00~・役場201会議室
- ◎投票できる人
平成5年7月22日以前に生まれ、平成25年4月3日以前に平泉町に転入の届け出をして選挙人名簿に登録されている人

投票区	投票所名
第1	第2区公民館
第2	戸河内コミュニティセンター
第3	下達谷公民館
第4	第7区公民館
第5	佐野公民館
第6	平泉町役場
第7	長部地区交流センター
第8	平泉町公民館長島分館
第9	コミュニティ潤いの郷悠悠

- ◎町内で転居した人
平成25年7月4日から7月21日までに町内で転居した人は、転居前の住所地の投票所（入場券に記載されている投票所）で投票することになります。
- ◎期日前投票・不在者投票の場合
【期間】7月5日(金)~7月20日(土)
【時間】8:30~20:00
【場所】役場3階 委員会室2
- ◎郵便投票の場合
【郵便投票ができる人】身体に重度の障がいがあり、投票所で投票することができない人。障がい等級などにもよりますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。
【投票用紙の請求期限】7月17日(水)
※あらかじめ郵便投票証明書の交付を受ける必要があります。
- ◎問い合わせ先
町選挙管理委員会 ☎46-2111 (内線380)



7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

問い合わせ先：町民福祉課 ☎46-5562

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

木造住宅の耐震診断と耐震改修助成事業のお知らせ

問い合わせ先：建設水道課 ☎46-5569

◎木造住宅の耐震診断
木造住宅の地震に対する安全性を簡易な方法で評価する「木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しています。

この制度は、県に登録された耐震診断士に自宅の耐震診断を依頼したときに要する費用の一部を助成するものです。

■対象：昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅

■補助内容：診断に要する費用3万円のうち2万7千円を補助します。(3千円は個人負担)

■申し込み：役場建設水道課にお申し込みください。申し込み後、耐震診断士と日程を調整し、診断日をお知らせします。

◎木造住宅の耐震改修工事助成事業
木造住宅の耐震機能の向上を目的として実施する「木造住宅耐震改修」工事費用の一部を助成しています。

この制度は、町が実施する木造住宅耐震診断事業の診断を実施した結果、上部構造評点が1未満であったものが該当するものです。

■対象工事：耐震診断による上部構造評点を1以上とし、かつ、既存の評点より0.3以上向上するもの

■交付対象経費：耐震改修工事とその他の必要な既存仕上げなどの撤去や再仕上げ等に要する工事費、設計費や工事監理費

■補助額：対象工事費(20万円以上)に要する工事金額の50%(上限60万円)